

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

新	旧
<p>附 則 1～24 (略) (化学物質管理目標等の報告期限の特例)</p> <p>25 <u>令和2年度における第40条第3項及び第40条の2第2項の規定の適用については、これらの規定中「毎年6月30日まで」とあるのは、「令和2年7月31日まで」とする。</u></p>	<p>附 則 1～24 (略) (新規)</p>